

討議資料(3)
〔「仮想通貨」に関する論点①〕

討議資料(3)
(「仮想通貨」に関する論点①)

1. 「仮想通貨」を巡る状況

- IT分野の技術革新の成果を金融サービスに取り込む動きが進展する中、近年、法定通貨とは異なる単位を有し、インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」が登場している。
- 「仮想通貨」は、資金移動や物品の購入時の対価の弁済といった決済手段として利用されており、その種類には様々なものがあるが、全体として、その規模や利用が拡大している。仮想通貨の代表的な例である「ビットコイン」について見ると、全世界において、本年10月末時点で、取扱業者は約10万、一日当たりの取引件数は約16万件、時価総額は約46億ドルにのぼることが指摘されている。我が国でも、1日当たり数億円の仮想通貨が売買され、仮想通貨による支払が可能な店舗が数十以上あるとの指摘もある。
- 「仮想通貨」の今後の展開については様々な見方があるが、「仮想通貨」は法定通貨等に類似した決済手段として機能しうる財産的価値であり、同時に、従来の法定通貨と異なり、個人がインターネット上で自由に移転させることができるという技術的特性を有している。こうしたことなどから、「仮想通貨」については、今後、特にインターネットにおける決済手段としての利用や安価な国際送金の手段などを中心に、利用が拡大していく可能性が高いとする指摘もある。

2. 「仮想通貨」を巡る法制面での課題

(1) マネロン・テロ資金供与規制について

- 「仮想通貨」については、上述のように、その特性から新たな決済手段として利用利便や経済的効率性の向上につながる可能性が指摘されている反面、その移転が迅速かつ容易である上、利用者の匿名性が高いことから、世界的にマネー・ロンダリング等に悪用されるリスクも指摘されている。

- 「仮想通貨」のマネー・ロンダリング等に利用されるリスクに関しては、本年6月8日、G7エルマウ・サミットにおいて、「仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。」ことを内容とする首脳宣言が発出されている。さらに、本年6月26日には、FATF(金融活動作業部会)においては、「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所(exchanger)に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。」こと等を内容とするガイダンスが公表された。
- 仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、上記のFATFのガイダンスを踏まえ、犯罪収益移転防止法上のマネロン・テロ資金供与規制を課すことについて、どう考えるか。

(注)具体的には、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所を犯罪収益移転防止法の特定事業者に追加し、同法に規定される以下の義務等を課すことが考えられる。

- ・ 本人確認義務(口座開設時等)
- ・ 本人確認記録及び取引記録の作成・保存
- ・ 疑わしい取引の当局への届出
- ・ 体制整備(社内規則の整備、研修の実施、統括管理者の選任等)

(2) 利用者保護のための規制について

- 諸外国における「仮想通貨」に係る規制のスタンスとしては、①仮想通貨の使用を禁止する国(ロシア)、②マネロン・テロ資金供与規制を導入又は検討中の国(米国(連邦)、英国、カナダ、シンガポール)、③マネロン・テロ資金供与規制に加えて、利用者保護のための規制を導入している国(米国ニューヨーク州、ドイツ、フランス、スイス)などがある。
- また、我が国においては、取引量において当時世界最大規模の「仮想通貨」と法定通貨の交換所を営んでいた業者が破綻するという事案が発生している。同社の破産手続きに係る債権者集会の資料によれば、同社は債務超過に陥っていたことが明らかになっているほか、破産手続き開始時点で、同社が顧客から預っていた資金やビットコインに対し

て、実際に保有する資金やビットコインが大幅に過小となっていたことが指摘されている。なお、報道によれば、破たんに至ったこととの関係で、同社代表者が、社内システムを不正操作し、自分名義のウォレット残高を水増しした容疑(私電磁的記録不正作出・同共用)や顧客がビットコイン売買のために同社に預けた資金を着服した容疑(業務上横領)が生じている。

- 「仮想通貨」に関し、マネロン・テロ資金供与規制の導入とともに、利用者保護の観点からの規制を導入することについて、どのように考えるか。
- 仮に利用者保護の観点からの規制を導入する場合の具体的な規制のあり方については、後日討議を予定。